

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公開番号】特開2006-47939(P2006-47939A)

【公開日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-007

【出願番号】特願2004-256316(P2004-256316)

【国際特許分類】

G 09 F 19/00 (2006.01)

G 09 F 13/20 (2006.01)

G 09 F 13/42 (2006.01)

G 09 F 19/02 (2006.01)

【F I】

G 09 F 19/00 D

G 09 F 13/20 A

G 09 F 13/42

G 09 F 19/02 F

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月4日(2007.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光透過性の広告メッセージを表面、裏面、面内の少なくとも一に有する光透過性かつ可撓性の皮膜から成るバルーンと、このバルーンを支持する基底部とから成り、この基底部が前記バルーンを内側から照明するための光源部及び前記バルーンを膨張させるための気流を供給する送風器を具える広告装置において、

前記バルーンが、内部を透視できる透明部分を有し、

前記バルーンの内部に、前記透明部分を通して外部から見える位置に、発光体または複雑に運動する運動体を具えることを特徴とする広告装置。

【請求項2】

前記バルーンの内部に、複雑に運動する運動体を具える請求項1の広告装置。

【請求項3】

前記運動体が、前記気流又はその他の気流により浮遊する浮遊体である、請求項2の広告装置。

【請求項4】

前記気流又はその他の気流が、前記バルーンの内面に沿って螺旋状に流れる気流である、請求項3の広告装置。

【請求項5】

前記運動体が、前記光源部からの光を反射する運動体である請求項2の広告装置。

【請求項6】

前記透明部分が前記基底部から遠い部分にある、請求項1ないし5いずれかの広告装置。

【請求項7】

前記透明部分が、前記バルーンの前記基底部から遠い末端から前記基底部との境界まで

の距離の 5 分の 4 を超えない範囲にある、請求項 6 の広告装置。

【請求項 8】

前記透明部分が、前記基底部から最も遠い部分を除く部分にある、請求項 7 の広告装置。

【請求項 9】

光透過性の広告メッセージを表面、裏面、面内の少なくとも一に有する光透過性かつ可撓性の皮膜から成るバルーンと、このバルーンを支持する基底部とから成り、この基底部が前記バルーンを内側から照明するための光源部及び前記バルーンを膨張させるための送風器を具える広告装置において、

前記光源部は、光源と、この光源からの光束を前記バルーンに向かって収束する反射鏡とから成り、

前記バルーンは、前記基底部から遠い部分に内部を透視できる透明部分を有し、かつ前記基底部から遠い末端部には前記バルーンを通過した光束を前記バルーンに向かって反射する光反射部材を具え、

前記バルーン内部に前記透明部分を通して見える、複雑に運動する運動体を、設けたことを特徴とする広告装置。

【請求項 10】

光透過性の広告メッセージを表面、裏面、面内の少なくとも一に有する光透過性かつ可撓性の皮膜から成るバルーンと、このバルーンを支持する基底部とから成り、この基底部が前記バルーンを内側から照明するための光源部及び前記バルーンを膨張させるための送風器を具える広告装置において、

前記光源部は、光源と、この光源からの光束を前記バルーンに向かって収束する反射鏡とから成り、

前記反射鏡は、前記バルーンと反対方向に向かう光束の一部を通過させる窓を有し、

前記基底部は、前記光源部の周囲に、前記窓を通過した光束を反射して前記バルーンに向かわせる光反射部材を有し、

前記バルーンは、前記基底部から遠い部分に、内部を透視できる透明部分を有し、

前記バルーン内部に、前記透明部分を通して見える、発光体または複雑に運動する運動体を設けたことを特徴とする、広告装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

バルーンと基底部との結合部（開口部）は、気流のもれを十分防ぐことができるよう構成する。結合部を着脱自在にすると、取り扱いに便利である。結合手段としては公知のもの、例えば面ファスナーを用いればよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

図 3 に示した構造の広告装置を以下のように製作した。円周方向にひだを設けて補強した直径 60 cm、高さ 20 cm のポリエチレン円筒に、木板の底をはった桶状のものを、基底部 1 とした。基底部 1 の上縁全周には、バルーンを固定するため、面ファスナーを取り付けた。バルーン 2 として、直径 60 cm、高さ 3 m のポリエステル布製の袋を用い、開口部に面ファスナーを貼り、基底部 1 の上縁の面ファスナーに貼り合わせて固定した。送風ファン 3 として、75 ワットのシロッコファンを用い、ランプ 4a として 250 ワット

トのガス充填白熱ランプを用いた(バルーン中間部で約8600ルックスの照度が得られる)。